

令和7年9月8日

## 審査結果報告書

朝来市議会議長 浅田郁雄様

朝来市議会政治倫理審査会  
委員長 横尾正信

令和7年8月22日付けて審査の付託を受けた件について、朝来市議会議員倫理条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

### 記

1 審査の請求の対象となる議員の氏名 関綾乃

2 審査の請求の対象となる事由の該当条項及び内容

朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第1号

関綾乃議員が令和7年7月27日に個人会報を発行され、全市に新聞折り込みで配付されました。会報記事中に「私は懲罰委員会で除名処分をされた」とありますが、全くの虚偽事実であります。この虚偽記載と流布は、議会にとって重大な誤りであり、政治倫理に違反しており訂正・撤回を求めるべきであると考えます。

3 審査の結果

朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第1号に違反する事実を認定した。

4 必要と認める措置

- (1) 議場における陳謝の勧告
- (2) 会報による速やかな訂正と告知の勧告

5 付託案件の審査の経過

(1) 審査会の構成

委員長	横尾 正信	副委員長	足立 義美
委 員	加藤 貴之	藤本 邦彦	森下 恒夫
			渕本 稔

(2) 朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第1号の解釈・運用について

朝来市議会では過去の審査において「品位と名誉を損なう」と考える議員の行為について、根拠が不明確であったり、事実と異なる発言や記載が含まれることについて確認してきたところである。

(3) 第1回審査会を8月22日に開催した。

まず審査請求者である日下議員から審査請求の内容を改めて説明を受けた。日下議員は審査請求内容について次の説明をした。「関綾乃議員は7月27日発行の会報『関綾乃ニュース7月号』において『私関綾乃は懲罰委員会において除名処分を受けた』と記載しているがこれは虚偽であり朝来市議会の名誉を毀損するものである。政治倫理条例に違反しているので審査の上適正な措置を要請する。」

次に被請求者である関綾乃議員を招請して弁明を受けた上で質問を行った。関綾乃議員は弁明及び質問への答弁において以下の点を述べた。

- ① 会報「関綾乃ニュース7月号」は約7,600部発行し、市内に新聞折り込みで配付した。
- ② 指摘された会報に記載した「関綾乃は懲罰委員会によって除名処分に付された」という部分については事実ではなく誤った記載であることを認める。  
法令上、懲罰委員会では除名処分はできず、3月26日の本会議において除名処分を受けたことが事実である。
- ③ 事実でない記載したことにより議会の品位と名誉を毀損したことを認め謝罪したい。
- ④ 会報の編集は特に慎重に行い、挨拶文の文言の使用についてもいちいち弁護士の確認を得ながら進めたつもりである。その上の私の不備、不注意によって発生した誤りであって、決して意図的に誤記したものではないことを理解してほしい。

委員からは誤った記載がもし意図的なものであればより重大な違反であるとの観点から、意図的であったかなかったかについて色々な質問がなされた。関議員は「決して意図的な誤記ではなかった」と繰り返し弁明した。この点における委員会の結論はない。

(4) 第2回審査会を9月2日、第3回審査会を9月8日に開催した。

前回審査会での調査を受け意見交換を行い、審査結果をまとめた。

多数の議員により関議員の行為は議会の品位と名誉を毀損し、朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第1号違反であるとした。

また取るべき措置については賛成多数により、(1)議場における陳謝の勧告、(2)会報による速やかな訂正と告知の勧告とした。

以上のような審査を経て上記の審査の結果に至ったものである。